

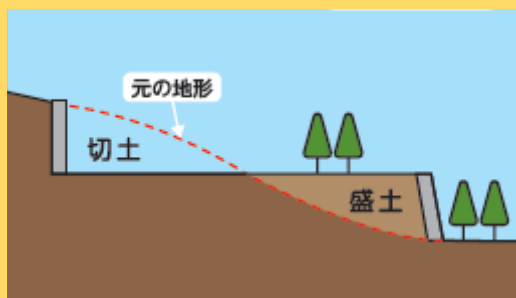
盛土・切土の工事と岩石・土砂の積上げは、 盛土規制法の届出が必要です！

提出期間：令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日 (火) ~ **22** 日 (火)

令和7年3月31日以前に着手し、4月1日以降も①盛土・切土の工事又は②岩石・土砂の積上げを行う場合は、盛土規制法に基づく届出が必要です。

①盛土・切土の工事

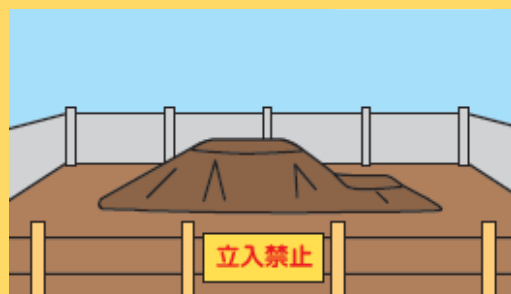
- ・農地、森林で行っている工事
- ・現在の宅地造成工事規制区域※外で行っている工事 など



※その範囲は「横浜市行政地図情報システム (i-マップター)」でご確認いただけます。

②岩石・土砂の積上げ

- ・岩石・土砂のストックヤードにおける仮置き など



届出が必要かどうか、提出書類・方法など、
詳細は**市のホームページ** ([盛土規制法 横浜市](#)) を
ご確認ください。次の**窓口**にお問い合わせください！



区域	窓口	電話番号
市街化区域	宅地審査課 (市庁舎25F)	671-4515 (緑、青葉、都筑)
		671-4516 (南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉)
		671-4517 (港南、磯子、金沢、戸塚、栄)
		671-4518 (鶴見、神奈川、西、中、港北)
市街化調整区域	調整区域課 (市庁舎25F)	671-4521 (指導担当)

※届出が提出された工事は、市のホームページにて場所等を公表します。
※届出の提出が無い場合は、指導の対象となります。